



お知らせ

取り間違いを起こしやすい医療用医薬品の事例募集について お願い

最近、薬局における調剤事故が続いて報道されておりますが、それらの大半は「医薬品の取り違い」が原因であり、薬剤師が細心の注意を払っていれば防ぎ得たと言われています。

こうした薬局での調剤事故を踏まえ、本会では現在、「調剤過誤防止マニュアル」の見直し作業を進めているところですが、その一環としてこの「取り間違いやすい医薬品の事例」を収集することといたしました。

実際に調剤を行っておられる薬剤師の先生方に日頃の業務の中で経験した「取り間違いやすい医薬品の事例」を本会宛にご報告いただき、同マニュアルに掲載することで、広く注意喚起を行いたいと考えております。日薬職能対策課宛ご報告をお願いいたします。なお、ご面倒ではありますが、日薬ホームページ会員向けページに掲載しております報告ページをご利用になるか、FAXBOX(0138#)から様式を取り出し、FAX03-3406-1499またはemail:bur@nichiyaku.or.jpへご報告下さい。
*関連として、12月20日(水)付で「**会員薬局における調剤過誤防止に向けた緊急対策**」を本会ホームページ会員向けペー

ジ及びFAXBOX(0140#)に掲載いたします。是非ご覧いただき、各薬局での早急な取り組みをお願いいたします。

来年2月募集の薬剤師賠償責任保険制度について

本会では、昭和49年より安田火災海上保険(株)との団体契約により薬剤師賠償責任保険制度を運営してまいりましたが、薬剤師業務の環境変化に対応できる制度として、平成13年分の募集から、個々の薬剤師の業務上の過誤に対する補償を中心とした制度として以下のような内容で募集いたします。

<保険契約の種類及び補償内容> (日薬誌11月、12月号参照)

①**薬剤師契約** 個々の薬剤師(加入者本人)の業務により生じた偶発の事故に対する賠償責任保険契約です。補償の対象は、①医薬品等の販売または授与の有無を問わず、情報提供業務による事故、②店舗や施設で取り扱う医薬品、医薬部外品、健康食品等、介護用品、福祉用具類を含めてすべての商品の事故、③店舗や施設外(患者宅やそこまでの往復途上等)で生じた対人・対物賠償事故、となります。

②**薬局契約** 上記の補償対象となる事故の際、開設者(個人、法人)・管理薬剤師が、管理者としての責任を問われる場合に對する賠償責任保険契約です。

最近のニュース

日薬FAXBOX電話番号：03-3406-1988 総合メニュー0000#

SJS対策ポスターの薬局内での掲示を!

薬剤性スティーブンス・ジョンソン症候群(SJS)は、まれではあるが、予後の悪い副作用であるため、業界を上げて各種対策が進められている。

厚生省は、医薬品・医療用具等安全性情報163号で医療関係者に注意喚起するほか、日本大衆薬工業協会に対し、消費者への情報提供の手段を考えるよう指示した。現在、お手元に当該企業からお客様用「お知らせ」文書が届けられているが、それもその対策の一環である。

それに加え、この度、「お知らせ」と同内容のポスターが作製されたので、日薬1月号巻末に綴込んである。薬局内に掲示されるようお願いする。

規制改革についての見解まとまる

規制改革委員会(宮内義彦委員長)は、平成12年12月12日に規制改革についての見解を行政改革推進本部に提出し、その内容を公表した。政府においては、この見解を受け、更に内外の意見等を踏まえ新3カ年計画を策定、13年3月までに閣議で決定される予定である。

最終見解は、12年7月26日に本年度の規制改革に関する論点が公開されて以降、4回にわたる公開討論や関係者からのヒアリングを実施、広範な議論を踏まえまとめられたもので、本会では11月6日のヒアリングにおいて医薬品の販売や医薬分業のあり方等基本となる考え方を規制改革委員会に強く主張した。最終見解に盛り込まれた薬局・薬剤師に関連する事項では、

1. 医薬品販売における医薬品のカテゴリーの見直しとして①医薬品のカatalog販売における範囲の見直し、②医薬品販売における範囲の見直し(※)、2. 薬剤師・管理薬剤師の配置義務の見直しとして①薬剤師配置義務の総合的検討(※)、②管理薬剤師の兼務規制の見直し(※)、3. 医療分野のIT革命の推進の中で薬局機能の高度化が明記されている。また、薬局等における申請書類の簡素化・合理化として薬歴管理書類の電子化(医薬品販売業者の自己点検記録の保存期間の見直し(※))等が挙げられている。(※印の項目は、進捗状況を注視することを主な観点として取り上げられた項目である。)

関連事項の概要は、医薬品のカテゴリーの見直しでは、医薬品は店舗による販売とした上でカatalogで販売できる範囲の検討、販売業態に応じた薬事法上の規制の妥当性の検討、医薬部外品とされた15製品群について必要に応じ引き続き見直すこと。薬剤師の配置の見直しでは、医薬品一般販売業における薬剤師の対面販売が不十分とした上で薬局等の販売実態を調査し、必要な対策を講じること。薬局等の管理薬剤師の実態・新技術の活用を踏まえ卸売一般販売業における特例の活用の周知を図ることを提言している。薬局機能の高度化では、薬局の重要な機能として処方チェックを挙げ、ITを活用した薬局機能の高度化の検討が明記されている。書類の簡素化等では、薬歴の電子化の推進を提言している。

見解では、今後取り組むべきテーマとして医療・福祉の分野は、規改革の取り組みが遅れていると指摘し、精力的に取り組むとして

届出済証が貼付された調剤天秤の使用期限は平成13年10月31日までとなっています。

広告

新計量法対応の**特定計量器(M級国家検定付)**を御検討下さい。 BM320D: 320g/0.1g、20g/0.01g、
定価67,000円 *抜群の応答性*はかり取りの目安がわかるアナログバー表示つき*使いやすい角皿仕様
<連絡先> (株)島津製作所東京支社官庁大学本部03-3219-5613

FAX送付先等の変更については所属の都道府県薬剤師会・支部薬剤師会までお願い致します。